

#3122 難燃性ケーブルの申請対象

1. 事業許可申請書での難燃性ケーブルの記載内容

事業許可申請書での難燃性ケーブルの記載内容は次の通りである。

- ・加工施設の設備・機器については、停止後に冷却機能など事故発生防止のための機能の維持を要するものは無いが、火災発生時のリスクの相対的¹⁾大きさに応じ、ケーブルに対して次の²⁾要な対策を実施する。使用電圧が高い幹線動力用ケーブル及び配電設備から大きな電流を扱う盤までのケーブルは、難燃性ケーブルを使用した設計とする。また、UF₆ガス及び水素を取り扱う設備に関し、

(添五)-49 より抜粋

2. 難燃性ケーブルの申請対象

設工認申請では1次申請時より次の通り具体化して申請している。

注)次の1)及び2)は前項1の1)及び2)に対応している)

1) 使用電圧の高い幹線動力用ケーブル

高圧に区分される600V以上となる幹線動力用ケーブル

1次申請(三原燃第18-200号)I.設計及び工事の方法の技術上の基準への適合性に関する説明書(添I-6)より抜粋

2) 配電設備から大きな電流を扱う盤までのケーブル

管理区域内にて一般用の電圧200Vよりも高く、かつ400A以上の大きな電流を扱う連続焼結炉、バッチ式小型焼結炉の電気盤までのケーブル

1次申請(三原燃第18-200号)I.設計及び工事の方法の技術上の基準への適合性に関する説明書(添I-6)より抜粋

3. 難燃性ケーブルの対象ケーブルと申請

前項2に該当するケーブルは表1の通りである。

表 1 難燃性ケーブルの申請対象(整理表)

設工 認	安全機能 番号	設備・機器名称	機器名	変更 内容	機器 員数	申請内容	場所	仕様表 番号	頁数	許可との 対応
1	{888}	非常用設備	非常用ディーゼル発電機(1)	改造	1基	[11.3—設 16] 注)	発電機室内	表り設-1	265	前項 2 の 1)
		非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(2)	改造	1基					
2	{318}	焼結設備	連続焼結炉(1)	改造	1基	[11.3—設 19] 注)	本工場成型工場 ペレット加工室	表ハ設-31	733	前項 2 の 2)
		連続焼結炉	連続焼結炉(2)	改造	1基					
3	{326}	焼結炉 バッチ式小型焼結炉	バッチ式焼結炉	改造	1基	[11.3—設 19] 注)	本工場 ペレット加工室	表ハ設-32	737	前項 2 の 2)
4	{408}	焼結設備	連続焼結炉	改造	1基	[11.3—設 19] 注)	加工棟 成型工場 ペレット加工室	表ハ設-61	797	前項 2 の 2)
		連続焼結炉								
5	{888}	非常用設備	非常用ディーゼル発電機(1)	改造	1基	[11.3—設 16] 注)	屋外	追表り設-1	1672 (初版)	前項 2 の 1)
		非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(2)	改造	1基					

注) JIS C3005 「ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法」 4.26 項(難燃)に定める 60 度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。